

「令和 6 年度子どもの職業体験事業」企画運営業務に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）5 月 30 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館 7 階

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話（011）211-2942

2 公募に関する事項

（1）業務名

「令和 6 年度子どもの職業体験事業」企画運営業務

（2）業務内容

主に小学校の冬季休業期間中に、市内小学 5・6 年生の子どもを対象として、企業等と連携し、札幌市内及び近郊の企業等の実際の職場を会場とした訪問型の職業体験プログラム事業を企画・運営する業務。詳細は企画提案仕様書による。

（3）履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（4）契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び参加意向申出書、企画提案書等の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会による審査

ウ イの審査において最も評価が高い 1 者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和 6 年度子どもの職業体験事業」企画運営業務企画提案説明書及び仕様書による。

3 参加資格

札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第 9 条 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たす者とする。

（1）札幌市内に本社又は支店等の拠点を有し、札幌市内で事業を実施することができる

こと。

- (2) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 手続き等

- (1) 企画提案説明書等

令和 6 年 5 月 30 日（木）から札幌市公式ホームページにて公開

- (2) 質問書の提出期限

令和 6 年 6 月 12 日（水）17 時 15 分まで

- (3) 参加意向申出書の提出期限

令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時 15 分まで

- (4) 企画提案書の提出期限

令和 6 年 6 月 26 日（水）17 時 15 分まで

5 仕様書等の取得方法

札幌市公式ホームページに公開するほか上記 1 の担当部局にて配付する。

6 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (6) 詳細は企画提案説明書及び仕様書による。